

第1章 中小企業振興の方向性

1. 白山市中小企業振興基本条例の概要

白山市中小企業振興基本条例では、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興について、市の姿勢を明確に示すもので、中小企業振興についての「基本理念」、「基本施策」、「市の責務」、「中小企業者の責務」、「経済団体の役割」、「大企業者の役割」、「市民の理解と協力」などを定めています。

中小企業者は、多様な事業の分野において特色のある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形成していることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる4つの基本理念にのっとり推進します。

基本理念

- (1) 中小企業者自らの経営向上及び業務改善等の自主的な努力の尊重
- (2) 多様な技術及び産業基盤並びに地域資源の活用
- (3) 市民の雇用機会の確保と中小企業者が求める人材の育成
- (4) 中小企業者、市民、市等が連携し、協力しながらそれぞれの役割を果たすこと

この基本理念に基づき、9つの基本施策を推進します。

基本施策

- (1) 創業の促進及び新たな事業活動を支援する施策
- (2) 経営の安定及び経営の基盤を強化する施策
- (3) 経営革新を支援する施策
- (4) 人材の確保及び育成を支援する施策
- (5) 地域資源を活かした創造的な産業を促進する施策
- (6) 産学官の連携並びに異業種を含めた企業間の連携による事業の共同化を促進する施策
- (7) 資金調達の円滑化の促進を図るための施策
- (8) 企業立地を促進する施策
- (9) その他、基本理念の実現に資するために必要な施策

市民、事業者及び市(行政)が相互理解と信頼のもと、一体となって中小企業の振興を推進します。市内の産業を支える中小企業は、まちの元気の源です。

白山市が住みやすい、魅力あるまちづくりを進めるには、中小企業が発展し、働く人々が生きがいを得ることが大切です。

そのためには、中小企業者等、市民、市(行政)がお互いの立場・役割を理解し、中小企業の振興を推進することが必要です。

市の責務

市は、中小企業者をはじめとした産学金官及び経済団体との連携を図り、効果的に施策を策定し、実施するものとします(国や県等との連携、施策の実施、財政上の措置)。

中小企業者の責務

中小企業者は、経済的社会的な環境の変化に即応するため、経営の革新、経営基盤の強化等に努め、事業活動を行うに当たっては、地域との調和を図るほか、市民が安全に安心して生活を営むことができるよう配慮するものとします。

中小企業者は、自らが地域社会を支える主体であることを認識し、必要な雇用環境の整備および人材の育成に努めます。

経済団体の役割

経済団体は、中小企業者の経営の向上のための支援に取り組むとともに、市が実施する中小企業振興のための施策に協力するよう努めます。

大企業者の役割

大企業者は、地域の雇用を生み出し、地域社会の活性化及び市民生活の向上に寄与している中小企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業者と連携した事業の機会を創出し、市が実施する中小企業振興のための施策に協力するよう努めます。

市民の理解と協力

市民は、中小企業者が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業振興に協力するよう努めます。